

# 令和5年度太陽光発電設備の導入支援事業実施委託 募集要領

## 1 プロポーザルに付する事項

### (1) 件名

令和5年度太陽光発電設備の導入支援事業実施委託

### (2) 履行場所

川崎市内 他

### (3) 履行期間

契約締結日～令和6年3月31日

## 2 目的

本市は、2050年の脱炭素社会実現を目指し、再生可能エネルギーの導入を促進している。市域の2050年までに追加可能な再生可能エネルギーポテンシャルは約99%が、住宅用・事業用の太陽光発電設備であることから、今後、再生可能エネルギーを大きく増やすためには、一般家庭（住宅用）及び事業用の建築物への太陽光発電設備の設置が最も有力な手段であると考えられ、脱炭素社会実現には、設置を促進していくことが重要である。

2050年の脱炭素社会実現を目指すため、新築・増築建築物だけでなく、既存建築物も含めて太陽光発電設備の普及を誘導していく必要があり、事業者・市民に対し、普及に向けた取組を行う。

## 3 委託内容

次に示す(1)から(4)の業務を相互に連携させながら実施することで、より効果的に事業者・市民に対し、太陽光発電設備の導入促進を行う。

### (1) ポータルサイトの構築、運用

次に示す(2)から(4)の業務遂行、情報発信等を行うに当たり、新たに太陽光発電設備に関するポータルサイトを構築し、運用すること。

### (2) 事業者を中心とした団体の組織、運営

太陽光発電設備の導入を検討している市民等に対し、設備導入を行う事業者を紹介し、安心して設備導入が可能となるような環境整備や、市内産業の活性化を図るため、事業者を中心とした団体（（仮称）太陽光発電設備導入促進フォーラム）を組織、運営する。

- ・事業者を中心とした団体の組織構成、運営体制の構築
- ・事業者等に対する当該団体への参加促進及び、認証

### (3) 事業者向けの取組

ハウスメーカーや施工業者等、多くの事業者が太陽光発電設備の導入促進の担い手となれるよう、3(2)で組織した団体と連携し、次に示す取組を行う。

- ・太陽光発電設備設置に関する情報の発信
- ・太陽光発電設備設置実績が少ない事業者への研修・セミナー等の実施
- ・関係法令や施工知識などに関する相談対応

#### (4) 市民向けの取組

より多くの市民に太陽光発電設備に関する関心を持っていただき、安心して太陽光発電設備の導入ができるよう、次に示す取組を行う。

- ・ 3 (2) で組織した団体と連携し、太陽光発電設備に関することや団体参加事業者等の情報発信
- ・ 太陽光発電設備の設置、メンテナンス、撤去などに関する相談対応

## 4 想定スケジュール

本市では次に示すスケジュールで太陽光発電設備設置の導入促進に関する取組を行うことを想定している。本業務の契約期間は契約締結日から令和6年3月31日までであるが、本業務を行うに当たり、次に示す(1)(2)を踏まえて、令和5年度の具体的なスケジュールと併せて、令和6、7年度の計画案を提案時に示すものとする。

#### (1) 本市が検討している新たな制度

令和6年4月頃

- ・ 建築士太陽光発電設備説明制度  
建築士に、建築主への「太陽光発電設備の設置に関する説明」を行うことを義務付ける。

令和7年4月頃

- ・ 特定建築物太陽光発電設備等導入制度  
延べ床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の建築物（特定建築物）を新築・増築する建築主に対し、太陽光発電設備等の設置を求める。
- ・ 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度  
延床面積 2,000 m<sup>2</sup>未満の新築の建築物（中小規模建築物）を市内に年間一定量以上建築・供給する建築事業者（特定建築事業者）に対し、太陽光発電設備の設置を求める。

#### (2) 新たな制度を踏まえた導入促進の取組に係る想定スケジュール

- ア 令和5年度は太陽光発電設備設置の普及促進に向けた、「(仮称) 太陽光発電設備導入促進フォーラム」の組織・運営や、事業者向けの取組を中心に行う。(詳細なスケジュールは図1の通り)
- イ 令和6、7年度以降は、令和5年度の取組を踏まえ、引き続き事業者向けの取組を行うとともに、市民向けの取組を強化していく。

令和5年度	4・5月	6・7月	8・9月	10・11月	12月以降
(1) ポータルサイトの構築、運用			★運用開始	→	→
(2) 事業者を中心とした団体を組織、運営					
・組織構成、運営体制の構築			★運用開始	→	→
・事業者等に対して当該団体への参加促進及び、認証				★運用開始	→
(3) 事業者向けの取組					
・太陽光発電設備設置に関する情報の発信			★運用開始	→	→
・太陽光発電設備設置実績が少ない事業者への研修・セミナー等の実施			※適宜実施		
・関係法令や施工知識などに関する相談対応				★運用開始	→
(4) 市民向けの取組					
・(2)で組織した団体と連携し、太陽光発電設備設置や団体参加事業者等に関する情報の発信			★運用開始	→	→
・太陽光発電設備の設置、メンテナンス、撤去などに関する相談対応				★運用開始	→

図1 スケジュールに関して

## 5 プロポーザル参加資格

このプロポーザルに参加を希望する事業者は、次の条件を全て満たす必要があります。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 評価委員会実施時（令和5年3月）に、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「99その他」に登録されていること。または、欠格要件に該当しないもの。（表1参照）

ただし、5(3)の「令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「99その他」」に登録されていない応募者は、応募書類提出時において、表2の書類をすべて提出することで、プロポーザル参加資格を満たすものとします。

表1 欠格要件

項	要件	確認方法
(ア)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者	応募者の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を求める
(イ)	川崎市暴力団排除条例第2条(1)(2)(3)(5)に該当する者	本公募への誓約書の提出を求める
(ウ)	会社更生法、民事再生法に基づき更生または再生手続きをしている者	
(エ)	最近一年間の法人税、事業税、消費税または地方税を滞納している者	納税証明書の提出を求める
(オ)	宗教活動や政治活動を目的とする者	本公募への誓約書の提出を求める
(カ)	民間金融機関及び公的金融機関	
(キ)	他、国等で定める法令に違反するなどにより指名停止を受けている者	

表 2 参加要件に係る提出書類

項	提出書類	備考
1	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し可）	発行3か月以内のみ有効
2	誓約書	「様式4」を参照
3	納税証明書・国税（写し可）	「その3の3」（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）を提出すること。
4	<p>納税証明書・川崎市税（写し可）（※1・2）  <b>本市内事業者及び準市内事業者（※3）のみ提出が必要となります。</b></p> <p>（ア）（川崎市）法人市民税納税証明書  直近2年度分の納税証明書をそれぞれ1部ずつ。  （イ）（川崎市）固定資産税（償却資産を含む）納税証明書  令和3年度及び4年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ。  （固定資産及び償却資産がない場合は、提出不要）</p>	<p>※1 完納していることが条件なので、領収書などは不可。  ※2 法人市民税について営業所を設立したばかりで、納期限が一度も到来していない場合は、営業所の開設届（市税事務所の受付印が押印されたものの写し）でも可とします。  ※3 市内業者、準市内業者及び市外業者の区分は次のとおりです。  市内業者……本店が川崎市内にある事業者  準市内業者…支店が川崎市内にある事業者  市外業者……「市内業者」「準市内業者」以外の事業者</p>

## 6 委託金額の上限

総額 12,000,000 円（消費税相当額含む）

## 7 契約締結までのスケジュール（予定）

項目	月 日
募集開始	2月 1日（水）
参加意向申出書の提出期限	2月 8日（水）午後5時 <b>必着</b>
参加資格確認結果の通知	2月21日（火）
質問書の提出期限	3月 3日（金）午後3時 <b>必着</b>
質問回答	3月10日（金）
企画提案書の提出期限	3月17日（金）午後3時 <b>必着</b>
評価委員会の開催	3月22日（水）
受託者決定	3月下旬
契約締結	4月上旬

## 8 実施事務手順

### (1) 参加意向申出書の配布及び提出

このプロポーザルに参加を希望する場合は、次により参加意向申出書（様式1）（必要に応じて、参加要件に係る提出書類）を提出してください。

#### ア 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎17階  
川崎市環境局脱炭素戦略推進室  
担当：日吉、古屋、飛田  
午前9時～午後5時（閉庁日及び正午～午後1時を除く）  
電話 044-200-2088（直通） FAX 044-200-3921  
電子メール 30dtanso@city.kawasaki.jp

参加意向申出書（様式1）は**配布・提出場所**で配布するほか、川崎市ホームページからのダウンロードも可能です

#### イ 配布期間

令和5年2月1日（水）～令和5年2月8日（水）

#### ウ 提出方法

持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）

#### エ 提出期限

令和5年2月8日（水）午後5時

ただし、郵送の場合は令和5年2月8日（水）午後5時**必着**とします。

※令和5年2月8日（水）午後5時を過ぎて提出されたものについては、受け付けません。

## (2) 提案資格確認結果通知書の交付

参加意向申出書（様式1）を提出した者には、令和5年2月21日（火）までに提案資格確認結果通知書を電子メールにて送付します。ただし、電子メールアドレスを登録していない場合は、「8(1)ア」まで直接受け取りに来るようお願いいたします。

## (3) 質問の受付

委託内容等に関する質問を受け付けます。

### ア 質問方法

質問書（様式2）を持参または電子メールにて提出してください。電子メールアドレスや担当者は、「8(1)ア」に記載のとおりです。

※電話、FAXによる質問は受け付けません。

### イ 受付期間

令和5年2月21日（火）～令和5年3月3日（金）午後3時

※受付期間を過ぎた質問については回答しませんのでご注意ください。

### ウ 回答方法

令和5年3月10日（金）までに、他社分も含めて、全社に電子メールにて回答を送付します。ただし、電子メールアドレスを登録していない場合は、「8(1)ア」まで直接受け取りに来るようお願いいたします。

## (4) 企画提案書等の提出

企画提案書、見積書を次のとおり提出してください。加えて、関連する業務実績を示す書類があれば、次のとおり提出してください。

### ア 提出書類

#### (7) 企画提案書

- ・書式は任意とする。
- ・大きさ及び枚数は、A4サイズで、枚数は任意とする。
- ・部数は、正1部と副9部の計10部を提出すること。  
(正のみ社名を記載し、副には社名を記載しないこと。)

#### (4) 見積書

- ・書式は任意とする。
- ・見積額とその積算の根拠を示すこと。
- ・大きさ及び枚数は、A4サイズで、枚数は任意とする。
- ・部数は、正1部と副9部の計10部を提出すること。  
(正のみ社名を記載し、副には社名を記載しないこと。)

(ウ) 関連する業務実績を示す書類

- ・書式は任意とする。
- ・大きさ及び枚数は、A4サイズで、枚数は任意とする。
- ・部数は、正1部と副9部の計10部を提出すること。  
(正のみ社名を記載し、副には社名を記載しないこと。)

(I) 企画提案内容

- 1 ポータルサイトの構築、運用
- 2 事業者を中心とした団体の組織、運営
  - ・組織構成、運営体制の構築、運営
  - ・事業者等に対する当該団体への参加促進及び、認証
- 3 事業者向けの取組
  - ・太陽光発電設備設置に関する情報の発信
  - ・太陽光発電設備設置実績が少ない事業者への研修・セミナー等の実施
  - ・関係法令や施工知識などに関する相談対応
- 4 市民向けの取組
  - ・団体と連携し、太陽光発電設備に関することや団体参加事業者等に関する情報の発信
  - ・太陽光発電設備の設置、メンテナンス、撤去などに関する相談対応
- 5 計画等
  - ・令和5年度のスケジュールについて
  - ・令和6、7年度の計画案について
  - ・人員配置

イ 提出方法

持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）。（窓口は「8(1)ア」参照）

ウ 提出期限

令和5年3月17日（金）午後3時

ただし、郵送の場合は令和5年3月17日（金）午後3時**必着**とします。

※令和5年3月17日（金）午後3時を過ぎて提出されたものについては、受け付けません。

#### (5) 評価委員会の開催

令和5年度太陽光発電設備の導入促進に係る業務実施委託に係る企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、次の「評価の着眼点」に基づき、提案内容の審査及び評価を行い、受託者を特定します。

評価委員会では、企画提案書を使用し、持ち時間30分以内でプレゼンテーションを行っていただき、その後15分間の質疑を行います。

社会状況により、人数制限等を設けることがありますが、設ける際には通知します。

#### ア 開催日時

開催日時 令和5年3月22日（水）の発注者が指定する時間

各社の開始時刻及び開催場所は、決定次第通知します。



## イ 評価項目・配点

評価項目	評価の着眼点	配点
1 目的の理解		
①目的等の理解度	本業務の目的を理解し、本市の方向性と合致した提案であるか。	10
②太陽光発電設備等の知見	太陽光発電設備や環境施策の知見を有しているか。	10
2 ポータルサイトの構築、運用		
③ポータルサイトの構築、運用	業務遂行、情報発信等が効果的に行えるような、ポータルサイトの構築・運用に関しての、具体的な提案がされているか。	10
3 事業者を中心とした団体の組織、運営		
④組織構成、運営体制の構築、運営	団体の組織構成、運営体制の構築・運営に関して、市民等に対し、設備導入を行う事業者を紹介し、市民が安心して設備導入が可能となるような環境整備や、市内産業の活性化を図るような、具体的な提案がされているか。	10
⑤事業者等に対する当該団体への参加促進及び、認証	事業者に対する団体への参加促進及び、認証に関して、市民等が信頼できる資格や要件も含めて、具体的な提案がされているか。	10
4 事業者向けの取組		
⑥太陽光発電設備設置に関する情報の発信	太陽光発電設備設置に関する情報の発信に関して、事業者が事業を行う上で有益なものとなるような、創意工夫を凝らした具体的な提案がされているか。	10
⑦太陽光発電設備設置実績が少ない事業者への研修・セミナー等の実施	多くの事業者が太陽光発電設備の導入促進の担い手となれるよう、太陽光発電設備設置実績が少ない事業者への研修・セミナー等の実施に関して、受講者を想定した具体的な提案がされているか。	10
⑧関係法令や施工知識などに関する相談対応	関係法令や施工知識などに関する相談対応に関して、手法や内容の具体的な提案がされているか。	10
5 市民向けの取組		
⑨団体と連携し、太陽光発電設備設置や団体参加事業者等に関する情報の発信	より多くの市民に太陽光発電設備に関する関心を持っていただけるよう、団体と連携し、太陽光発電設備に関することや団体参加事業者等に関する情報の発信に関して、創意工夫を凝らした具体的な提案がされているか。	10
⑩太陽光発電設備の設置、メンテナンス、撤去などに関する相談対応	太陽光発電設備の設置、メンテナンス、撤去などに関する相談対応に関して、手法や内容の具体的な提案がされているか。	10
6 計画等		
⑪令和5年度のスケジュールについて	令和5年度の事業内容が、本市の目的を理解し、現実的なスケジュールに基づく提案となっているか。	10
⑫令和6、7年度の計画案について	令和6、7年度の計画案が、本市の目的を理解し、提案なされているか。	5
⑬人員配置	確実に業務を遂行できる人員配置となっているか	5
⑭提案内容と見積額の整合性	提案内容と見積額とのバランスは取れているか。	5

評価項目ごとに5点満点とし、絶対評価による客観的採点を行います。

採点結果のうち、評価項目①から⑩は2倍にして計算します。

## ウ 順位の決定方法

各評価委員の採点を集計し、合計点により順位を決定します。基準点を満点の6割以上とし、基準点を超えた提案者について適正と判断します。なお、同点の企画提案が複数あった場合には、次の選考により順位を決定します。

- ・ 評価項目①から⑪の合計点が最も高い事業者

上述の選考が難しい場合は、評価委員長が順位を決定します。

## エ 注意事項

- (ア) 当日は、事務局で用意するプロジェクター・HDMI ケーブルを使用できます。ただし、端末（パソコン等）は各自で持参してください。
- (イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大状況により開催方法を変更する場合は、別途連絡します。

## (6) 審査結果の通知

評価委員会における審査結果を3月中に電子メールにてお知らせします。ただし、電子メールアドレスを登録していない場合は、「8(1)ア」まで直接受け取りに来るようお願いいたします。

## (7) 契約締結

評価委員会において受託者として特定された者と、本業務にかかる契約締結の協議を行い、契約を締結します。なお、受託者は契約書を作成する必要があります。

契約保証金については、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除となりますが、それ以外の場合は契約金額の10パーセントを納付する必要があります。

## 9 その他

### (1) 提出書類の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

### (2) 応募の辞退

参加資格確認結果通知書交付後に、応募を辞退することになった場合には、辞退届（様式3）を令和5年3月10日（金）午後3時までに「8(1)ア」に持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）してください。

ただし、郵送の場合は令和5年3月10日（金）午後3時**必着**とします。

### (3) 虚偽の記載をした場合

提出書類に虚偽の記載があった場合には、失格とします。

### (4) 提出書類の取扱い

提出書類は理由の如何を問わず返却しません。

## (5) 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募者の負担とします。

## (6) その他

- ア 川崎市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めています。
- イ 応募が1社の場合でも評価委員会を開催し、受託者としての適否を判断します。
- ウ 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- エ 当該入札に関しては、事情により入札を取りやめる場合があります。
- オ 当該決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。

## 10 各種書類提出先・問い合わせ先

担当 : 川崎市環境局脱炭素戦略推進室 日吉、古屋、飛田  
住所 : 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎17階  
電話 : 044-200-2088  
FAX : 044-200-3921  
メール : 30dtanso@city.kawasaki.jp